

福岡県公報

令和二年四月三日
第九十一号
増刊
①

目次

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課) …………… 一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十三号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

令和二年四月三日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

二 老人ホームの表中

有料老人ホームさわやか直方館	〃	大字山部四四二一一
養護老人ホーム愛生苑	飯塚市口原一〇五〇一一	

を

有料老人ホームさわやか直方館	〃	大字山部四四二一一
特別養護老人ホームすみれそ	〃	大字上境二〇二七一一
養護老人ホーム愛生苑	飯塚市口原一〇五〇一一	

に改める。